

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1) 基本的な考え方

当社は、「企業理念」及び「経営理念」を掲げ、その中で、様々なステークホルダー（利害関係者）の権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化並びに企業風土の醸成に向けた基本的姿勢や考え方を明文化しており、企業活動の指針としております。

< 企業理念 >

私たち アドソル日進は、高付加価値サービスの創造・提供を通じて お客様の満足と豊かな社会の発展に貢献します

< 経営理念 >

- 一、私たちは お客様に「魅力と満足」を提供します。
- 一、私たちは 健全な経営を通じて「伝統と信頼」を築きます。
- 一、私たちは 創意と熱意により「事業と業務の革新」に挑戦します。
- 一、私たちは「技術と能力」を磨き チームワークで 総合力を発揮します。
- 一、私たちは「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します。

当社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出こそが企業としての最大の使命と認識しており、その実現のためには、企業統治の充実、株主に対する説明責任に積極的に取り組むことを経営上の最も重要な課題と位置付けています。今後、さらに、経営の透明性、効率性、迅速性を意識し、すべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2) 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会・監査役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコード（プライム市場上場会社向けの内容も含みます。）について、すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコード（プライム市場上場会社向けの内容も含みます。）について、各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する取組みについて」として開示し、当社ウェブサイト（<https://www.adniss.jp/ir/library/governance>）に掲載しています。

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、長期的な事業戦略上のシナジーの発揮等による持続的な成長に資すると認められる場合に限り、業務・資本提携関係の構築を前提として政策株式を保有することを基本方針としています。

個々の保有継続については、出資先の事業、決算及び当社との取引等の状況につき、保有目的や事業戦略上のシナジーの発揮等の効果の検証結果等に照らしたうえで、毎年、取締役会にて保有の適否を決議しています。

また、政策保有株式に係る議決権については、当社の保有方針や出資先の経営の健全性及び持続的成長と企業価値向上の観点から総合的に勘案するとの方針を定め有価証券報告書に開示しており、当該方針に沿って議決権を行使しています。

（有価証券報告書：<https://www.adniss.jp/ir/library/yuho>）

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引をする際は、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外したうえで、取締役会において決議することとしています。また、関連当事者間の取引については、四半期ごとに取引発生の有無について確認する等の管理体制を構築しています。さらに、取引が発生した際は、取引条件及び取引条件の決定方針等について、有価証券報告書で開示することとしています。

（有価証券報告書：<https://www.adniss.jp/ir/library/yuho>）

【補充原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社では、人材の多様性確保の観点から、有能な人材を積極的に登用することを基本的な考え方としております。

2024年6月現在、役職者には、女性9名、外国人1名、60歳以降の高年齢者12名、中途採用者34名が含まれており、特に入社5年以内の中途採用者5名が含まれる等、国籍、性別、年齢、入社時期にとらわれない登用を行っています。

また、以下の目標、方針を掲げて、引き続き多様な人材の確保に取り組んでいます。

(1)多様性確保に向けての目標と実績

- ・女性の新卒採用比率 25%以上(2022～2024年度実績平均 23.8%)
- ・外国人の新卒採用人数 数名(2022～2024年度実績平均 1.7名)
- ・中途入社者の採用人数 15名(2021～2023年度実績平均 6.7名)

(2)人材育成方針

「社員の成長が会社の成長の源泉」であると考え、社員の成長を支援しつつ、人材の多様性を重視し、女性、外国人、高年齢者や様々な経験を持つキャリア採用者など、多様な人材の採用、起用を積極的に行う。

(主な取組み)

- ・高度IT人材育成施策の実施
- ・女性従業員向けキャリア研修の実施
- ・外国人講師による社内語学研修の実施
- ・ハラスメント防止に向けた啓発研修 等

(3)社内環境整備方針

多様な社員が、それぞれの特性や能力を最大限活かせる職場環境を整備し、新たな発想や価値を効果的に取り込むことで、当社の更なる飛躍につながる環境をつくる。

(主な取組み)

- ・ジョブ型要素を取り入れた人事制度の導入
- ・多様な勤務制度の導入(在宅勤務、時差勤務)
- ・年次有給休暇の取得推進施策の実施
- ・男性の育児休業取得推進施策の実施 等

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度として、確定拠出型と確定給付型を併用しバランスさせることで、企業年金が企業財政に及ぼすリスクを低減させつつ、従業員が安定的に資産形成することを支援しています。

確定給付型企業年金については「全国情報サービス産業企業年金基金」に加入しており、年金資産の運用を外部委託しています。当基金は、総合型の確定給付企業年金制度を運用しており、国内屈指の企業年金基金であり、財政状況は極めて安定的かつ健全に推移しています。

当社では、当基金の運営につき、年金資産の運用状況、財務状況、組織管理体制等の全般にわたり報告を受けることで、定期的なモニタリングを行っており、企業年金の受給者と会社との間に生じ得る利益相反についても適切に管理しています。

【原則3-1.情報開示の充実】

()企業理念、経営理念及び中期経営計画等を有価証券報告書や決算短信、決算説明資料等に取りまとめ、EDINET(金融庁のウェブサイト)、T Dnetや当社ウェブサイトにて開示しています。

(企業理念、経営理念: <https://www.adniss.jp/profile/corporate/idea>)

(中期経営計画: <https://adniss.jp/ir/library/mid-term-plan.html>)

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書及びコーポレートガバナンスに関する取組みについてに記載し、当社ウェブサイトにて開示しています。

(コーポレートガバナンス報告書、コーポレートガバナンスに関する取組みについて: <https://www.adniss.jp/ir/library/governance.html>)

()経営陣幹部を含む取締役及び監査役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続については、社内規則に定めています。また、取締役の報酬等の決定に関する方針及び手続を株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。なお、取締役の報酬の決定に際し、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会が審議し、答申を行うこととしています。

(株主総会招集通知: <https://www.adniss.jp/ir/stock/soukai>)

(有価証券報告書: <https://www.adniss.jp/ir/library/youho>)

()経営陣幹部の選解任、取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続については、取締役会で決定することを社内規則に定めています。特に、社外取締役及び社外監査役については、その選任方針・選任基準を別に定め、有価証券報告書にて開示しています。

なお、取締役候補の指名に際し、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会が審議し、答申を行うこととしています。

(有価証券報告書: <https://www.adniss.jp/ir/library/youho>)

()経営陣幹部の選解任、取締役及び監査役の候補者指名を行う際の、個々の選任・指名の理由については、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

(株主総会招集通知: <https://www.adniss.jp/ir/stock/soukai>)

(有価証券報告書: <https://www.adniss.jp/ir/library/youho>)

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

当社は、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を中心としたガバナンス体制を構築し、気候変動や環境・社会問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応を行っています。これら課題への対応状況や、パートナー企業との取引状況、リスクマネジメント、人的資本・知的財産への投資等、サステナビリティ関連情報については、中期経営計画や年度事業計画、決算説明資料等において開示する経営戦略との関連性を踏まえ、各種関連データを「ESGデータブック」として当社ウェブサイトにて開示・提供しております。

また、当社は、社会・顧客との価値共創による持続可能な社会の実現を目指すうえで、気候変動を重要な課題の一つと捉え、「TCFD」提言への賛同を表明するとともに、TCFD提言の枠組みに基づき、自主的かつ積極的な情報開示に取り組んでおります。

(サステナビリティ方針: <https://www.adniss.jp/esg>)

(ESGデータブック: <https://www.adniss.jp/esg/esg-data-book.html>)

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、経営の重要事項に関する審議・報告機関として経営会議を設け、経営の意思決定の迅速化と事業運営の円滑化を図っています。

取締役会での決議事項は、法令や定款に定められた事項を含め、社内規則にて定めており、経営会議での審議事項についても社内規則にて定めています。

取締役会及び経営会議の概要については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

(コーポレートガバナンス報告書: <https://www.adniss.jp/ir/library/governance>)

(有価証券報告書: <https://www.adniss.jp/ir/library/youho>)

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準にしたがい、独立社外取締役の選定を行っています。
なお、独立社外取締役は、取締役会にて建設的な意見・助言を述べています。

【補充原則4 - 10 任意の委員会】

当社は、取締役の半数を独立社外取締役としておりますが、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の構成は、独立社外取締役を過半数とすることで独立性を確保しており、また、その役割は、経営陣幹部・取締役の指名や報酬などの特に重要な事項について、取締役会からの諮問を受けて、審議・答申を行うこととしています。

【補充原則4 - 11 取締役のスキルバランス】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス等の考え方につき、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、又は、経営の監督機能の発揮に必要な出身分野・出身業務における実績と見識を有する者であること等を前提としたうえで、多様性及び適正規模を考慮することとしております。

当社の取締役会は、各事業又は会社業務等に精通する業務を執行する取締役4名と、他社の代表取締役や教育機関・行政機関の幹部として、会社経営もしくはそれと同等の経験を持つ独立社外取締役4名(うち女性1名)で構成されておりますが、現在の事業内容及び事業規模において、的確かつ迅速な意思決定のための取締役会全体としてのバランス及び多様性が確保されており、かつ、適正規模であると考えております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続は原則3 - 1()の記載のとおりであり、当社の各取締役の知識・経験・能力等については、スキル・マトリックスとして整理し、株主総会招集通知にて開示しています。

(株主総会招集通知: <https://www.adniss.jp/ir/stock/soukai>)

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼務】

社外取締役・社外監査役の選任にあたっては、当社役員と他の会社等における兼任について、十分配慮したうえで決定しています。また、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役を含め、在任中の他の会社役員及び団体理事等への就任については、取締役・監査役としての職務への影響等を検討し、取締役会にて決議しています。

なお、取締役及び監査役の他の会社等における兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しています。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社では、取締役会の実効性の維持・向上のため、取締役会の構成員であるすべての取締役及び監査役に対してアンケート調査を行い、その結果などを参考にしつつ、取締役会で取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。

その結果の概要としては、当社の取締役会は、「取締役の役割・機能」「取締役会の構成・規模」「取締役会の運営」「監査機関との連携」「社外取締役との関係」「株主・投資家との関係」等の多角的視点で分析・評価し、「全体としておおむね実効性は確保されている」と判断しております。

今後は、原則4 - 12に記載の審議の活性化等に向けた継続した改善活動をととして、取締役会の実効性の維持・向上に努めてまいります。

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任に際し、関連法令や当社に関する各種情報を得ることを目的として、外部セミナー及び社内説明会に出席し、取締役・監査役に求められる役割と責務の理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めています。

また、必要な知識の習得や適切な更新にあたっては、社内研修のほか、会社負担にて外部研修を受講する等、研鑽に努めており、取締役会は、こうした対応の適切性を確認しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、情報開示担当取締役を中心とするIR体制の下、経営企画担当組織が中心となり、株主や投資家・アナリストからの対話、取材及び直接的な問い合わせの申込み、可能な範囲で応じています。

IRに関する体制及び手続等を社内規則に定め、適時開示体制についてはコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。なお、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ウェブサイトにて掲載しております。

(ディスクロージャー・ポリシー: <https://www.adniss.jp/ir/stock/disclosure>)

(株主・投資家の皆様との建設的な対話: <https://adniss.jp/ir/dialog-with-shareholders.html>)

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)】

当社は、中期経営計画・年度事業計画の策定に際し、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を行っております。

経営や事業に関する戦略をもとに、売上高や営業利益等の収益に関する事項や、株主還元等の資本政策に関する事項について、資本コストを的確に把握したうえで、基本的な方針と目標を定めるとともに、実現に向けた施策を開示しています。

また、経営資源の配分等に関する具体的な実施内容をより適確に理解いただくために、グラフや図案を用いた決算説明会資料に取りまとめ、当社のウェブサイトに掲載しています。

(決算報告: <https://www.adniss.jp/ir/result/report>)

(中期経営計画: <https://www.adniss.jp/ir/library/mid-term-plan.html>)

(決算説明会資料: <https://adniss.jp/ir/library/briefing.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,144,100	12.28
アドソル日進従業員持株会	655,700	7.04
日本プロセス株式会社	494,000	5.30
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	316,300	3.39

株式会社インテック	257,600	2.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	243,500	2.61
株式会社みずほ銀行	186,000	2.00
株式会社バリューHR	171,700	1.84
上田 富三	138,800	1.49
株式会社三菱UFJ銀行	138,000	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
峰野 博史	学者													
廣田 耕一	その他													
高見澤 將林	その他													
福井 素子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
峰野 博史		<p>< 重要な兼務状況 > 静岡大学大学院情報学領域</p> <p>< 独立性に関する補足説明 > 当社は、2011年12月及び2012年6月に、当時峰野氏が所属する静岡大学大学院情報学研究科の研究室と情報通信技術に関する情報交換をいたしました。 現時点において、同大学と当社との間の取引はありません。</p>	<p>大学院情報学領域 / グリーン科学技術研究所の教授、研究者として、情報通信技術及びAI分野における最先端の技術動向に精通するなど、卓越した知見や幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、特に情報通信技術やAI分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。</p>
廣田 耕一		<p>< 重要な兼務状況 > アルヒ株式会社(顧問)</p> <p>< 独立性に関する補足説明 > 現時点において、上記の団体と当社との間の取引はありません。</p>	<p>主に警察行政の第一線において要職を歴任するなど、豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、主に情報セキュリティ及び危機管理の分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。</p>

高見澤 將林	<p><重要な兼務状況> 東京大学公共政策大学院(客員教授)</p> <p><独立性に関する補足説明> 当社は、同大学との間にて、共同研究を推進しておりますが、独立性に問題はないと考えております。</p>	<p>主に外交、防衛分野の行政機関において要職を歴任するなど、豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、特にグローバル経営や情報セキュリティ分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。</p>
福井 素子	<p><重要な兼務状況> 株式会社ウイン・コンサル(顧問)</p> <p><独立性に関する補足説明> 現時点において、上記の団体と当社との間の取引はありません。 また、当社の取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社に2017年12月まで在籍しておりました。その取引額は当社売上高の1%未満と少額であり、主要な取引先に該当しないと考えております。</p>	<p>グローバルIT企業の事業部門の責任者や、関連会社の代表取締役社長を歴任するなど、経営における豊富な経験や実績、幅広い見識を有しております。当社の取締役会においても、これらの経験や実績を生かして、特にDXや公共分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の半数が独立社外取締役となっておりますが、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の構成は、独立社外取締役を過半数とすることで独立性を確保しており、また、その役割は、取締役・経営陣幹部の指名や報酬などの特に重要な事項について、取締役会からの諮問を受けて、審議・答申を行うこととしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役、内部監査部門及び会計監査人は、四半期決算時での定例会を開催し、意見交換の機会を設けています。また、内部監査部門は監査役会にて監査報告を行い、社外監査役を交えた意見交換の機会を設けています。これらの連携により、三様監査の強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大滝 義衛	他の会社の出身者													
遠藤 宏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大滝 義衛		<p><重要な兼務の状況> なし</p> <p><独立性に関する補足説明> 当社の株主である株式会社インテックにおいて、2021年6月まで常勤監査役として在籍しておりました。当社と同社との間では、2023年3月期でソフトウェア保守の委託等の取引がありますが、当社の全取引高の1%未満であります。</p>	<p>株式会社インテック及び同関連会社において事業組織の責任者や監査役を歴任し、業務執行やその監査について豊富な実績と知識を有しており、当社取締役会及び監査役会においても、専門的な視点から適宜発言を行っていただいております。今後も、客観的かつ公正な立場から、取締役の職務執行を監査し、当社の監査体制の強化、充実を図っていただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断しています。</p>
遠藤 宏		<p><重要な兼務の状況> なし</p> <p><独立性に関する補足説明> 当社の取引先である株式会社NTTデータに2019年6月まで在籍しておりました。その取引額は当社売上高の1%未満と少額であり、主要な取引先に該当しないと考えております。</p>	<p>当社同業種の事業会社において事業組織の責任者や取締役及び監査役を歴任し、業務執行やその監査について豊富な実績と知識を有しております。今後も、客観的かつ公正な立場から、取締役の職務執行を監査し、当社の監査体制の強化、充実を図っていただけるものと判断し、選任いたしました。</p> <p>また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する金融商品取引所が定める独立性基準において規定されている要件を満たし、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役及び社外監査役から独立役員を選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、基本報酬に加え業績連動型報酬制度を導入することで、事業計画達成に対する一定のインセンティブ要素を取入れています。ストックオプション制度は、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めること、株主との価値共有を進めることを目的に導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対して企業価値向上への貢献意欲を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)及び社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しています。また、事業報告においては、取締役及び社外役員の支給人員及び支給総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

2)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

3)業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値を超過達成した場合に、その達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給します。

非金銭報酬等は、株式報酬とし、年間合計30,000株を上限に、新株予約権を役位、職責に応じて、毎年1回付与します。

4) 基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、他社水準を考慮し、役位、職責に応じて決定します。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役に一任することができ、委任を受けた代表取締役がその具体的内容について、指名・報酬委員会の答申を受け、当方針にしたがい最終決定します。その権限の内容は、各取締役の基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬における新株予約権の個数の決定とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務担当が、取締役会と監査役会の事務局として支援を行う他、関連組織は、社外取締役(社外監査役)の要請にもとづく資料や情報を提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【現状のガバナンス体制の概要】

< 業務執行 >

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離・確立を図っています。

1) 取締役会

取締役会は取締役8名(内 社外取締役4名)で構成されています。

取締役会は毎月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会では、法律で定められた事項、経営に関する重要な事項、事業計画等について適正な議論のもとに意思決定がなされ、予算及び業務の進捗状況について確認しています。また、取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行います。

2) 経営会議

当社は、社内規則で定めた重要事項について取締役会に上程する決議・報告事項の審議及びその他日常的な経営事項についての審議を行っています。

代表取締役を議長として業務執行を行う取締役及び事業組織のトップを構成員として、週1回開催しています。また、常勤監査役は本会議に出席し、意見を述べるができることになっています。

3) 各種委員会

経営における重要なテーマについて、全社横断的な委員会を設置し、テーマごとに検討・決定・推進を行うとともに、取締役会及び経営会議に報告しています。

- ・指名・報酬委員会(取締役の指名及び報酬に関する事項の諮問)
- ・内部統制委員会(内部統制に関する基本方針およびリスク管理に関する事項)
- ・情報セキュリティ委員会(情報セキュリティ体制の運営・リスクの評価)
- ・安全衛生委員会(労働災害防止の取組み)
- ・環境委員会(環境負荷低減活動に関わる取組み)
- ・サステナビリティ委員会(サステナビリティを巡る課題への取組み)

以上の各種任意の機関を定め、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

4) 各種マネジメントシステム

当社は、経営における重要課題である、品質、情報管理、個人情報管理、環境について、国際標準化機構(ISO)の規格に準拠したマネジメントシステムを採用しており、日常活動を通じてマネジメントサイクルを活用、実践することで、先を見越したリスク管理体制を整備・運用しています。

< 監査・監督 >

1) 監査役会

監査役会は、会社法等諸法令や定款・諸規則等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。常勤監査役は当社における豊富な業務経験に基づく視点から、社外監査役は、当社業界における豊富な経験と専門的な知識、また、中立的・客観的な視点から、それぞれ監査を行うことにより、経営の健全性を確保しています。

2) 内部監査

内部監査部門は、全社の見地から当社及び子会社の監査を行っています。内部監査は、年間の監査計画に基づいて実施しております。また、内部監査部門と常勤監査役による定例会議を設けて、監査状況や懸念事項、兆候の有無等の情報共有及び意見交換を行い、内部監査の充実を図っています。加えて、内部監査部門は、内部監査の結果について、都度代表取締役会長兼CEO及び代表取締役社長兼COO並びに常勤監査役に報告するとともに、監査役会に出席して報告するなど、社外監査役との意見交換を行っています。

3) 会計監査

当社の会計監査人は、太陽有限責任監査法人であります。当社は、監査役会で定めた評価基準に沿ってその監査体制、独立性、専門性及び職務遂行状況等を総合的に評価し、会計監査人として適任か否かを判断することとしています。

また、当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。加えて、監査役会が会計監査人の職務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に提出する方針です。

当社の監査役及び監査役会は、2023年度も上述のプロセスに従い会計監査人に対して評価を行っています。その結果、現会計監査人は職務遂行を適正に行うことを確保するための体制を具備し、独立の立場を保持しつつ職業的専門家として適切な監査を実施しているものと評価し、監査役会で再任を決議しています。

2024年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。なお、同監査法人及び監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別な利害関係はありません。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

土居 一彦、花輪大資

(継続監査期間)

2012年3月期より継続

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士3名、その他13名

4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できるよう、必要に応じて、関連する組織へ情報や資料を求め、情報提供を求められた組織は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、常勤監査役が、社内の重要会議に出席することで、社内各部門からの十分な情報収集を行い、社外取締役及び社外監査役との共有を行っています。

<報酬の決定>

取締役及び監査役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続については、社内規則に定めています。特に、取締役の報酬等の決定に関する方針及び手続を株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。なお、取締役の報酬の決定に際し、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会が審議し、答申を行うこととしています。

<責任限定契約の内容の概要>

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

() 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。

() 責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出こそが企業としての最大の使命と認識しており、その実現の為に企業統治の充実、株主に対する説明責任に積極的に取り組むことを経営上の最も重要な課題と位置付け、次の基本方針を掲げて実施しております。

・「企業理念」「経営理念」並びに「企業行動規範」に立脚した事業運営として、お客様のニーズに迅速かつ適切に応えられる効率性の高い組織体制を構築してまいります。

・定款、社内規則はもとより法令、社会ルールと企業倫理の遵守については、総務担当組織が中心となって全社的な活動を推進すると共に、内部監査組織が各組織の業務遂行について効果的な内部監査を実施していくほか、事業所毎の組織の自律性を高めながらリスク管理に取り組んでまいります。

・経営の監視を客観的に行うために、社外取締役及び社外監査役を置くとともに、「取締役会」及び「監査役会」において監督・監査を行ってまいります。

・経営の透明性を高めるために、株主や投資家に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を積極的に行ってまいります。

以上の基本方針に基づき、意思決定と業務執行の分離した経営体制の構築及び経営監視体制の充実を図るため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の法定の電子提供措置開始日(総会の3週間前)よりも1日前にTDnet、株主総会資料掲載ウェブサイト及び当社ウェブサイトに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避けた開催日及び株主が出席しやすい場所を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月開催の定時株主総会から電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使を導入しています。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年6月開催の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに参加し、議決権のスマート行使をできるようにするなど必要な環境整備を行っています。
招集通知(要約)の英文での提供	2021年6月開催の定時株主総会から主要な部分について英文にて提供しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRに関する体制並びに手続等を社内規則に定め、適時開示体制についてはコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しています。体系的な方針等は当社ウェブサイトにて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした説明会は年に数回開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会では代表取締役が説明を行っています。また、機関投資家を対象としたスモールミーティング等を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の投資家を対象とした定期的説明会は開催していません。なお、当社は英語版ウェブサイトを整備し、企業情報、事業の特徴等に加え、決算短信、決算説明会資料、適時開示資料、アナリストレポート等の英訳資料を掲載することにより、海外投資家向けに英語での情報提供を行っています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の各種報告書、中期経営計画、投資家向け決算説明会に関する資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当取締役：取締役 管理本部長 寺村 知万 担当部署：経営企画室 事務連絡責任者：経営企画室 部長 森井 貴夫	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、透明で公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持発展に努めることを「企業理念」「経営理念」「企業行動規範」に明記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、サステナビリティを巡る課題(気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など)への対応が、上場会社においてリスクの減少のみならず、収益の機会につながる重要な課題であるという認識のもと、中長期的な企業価値向上の観点から「サステナビリティ方針」を定め、全社的な取組みを推進しております。</p> <p>サステナビリティを巡る課題への対応については、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を中心としたガバナンス体制のもと実施しております。サステナビリティ委員会は年4回開催し、当社グループ全体のサステナビリティ活動計画の企画・立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行っており、その活動内容を定期的に取締役会に報告しております。特に、サステナビリティ関連の重要な方針や決定事項等については、サステナビリティ委員会から取締役会に上程のうえ、十分な議論、審議を経て決定するなど、取締役会の積極的・能動的な取組みを進めております。</p> <p>また、事業面においても、中期経営計画「New Canvas 2026」において成長事業を「次世代エネルギー」「スマートインフラ/ライフ」と定め、カーボンニュートラルやスマートシティの実現に向けた取組みを推進しているほか、高度IT人材の不足という社会課題の解消に向け、ベトナムにおける現地IT企業との提携、ダナン大学との産学連携協定などによる人材育成などに取り組んでおります。</p>

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>IRに関する体制並びに手続等を社内規則に定め、公平な情報開示に取り組んでいます。さらに、ウェブサイトでの情報開示を充実させることにより、情報開示の公平性、適時性の向上を図っています。</p> <p>また、体系的な方針等を当社ウェブサイトを開示しています。</p>
<p>その他</p>	<p>< 内部通報制度の整備 ></p> <p>当社は、内部通報に係る社内規則を定め、社内（経営陣から独立した常勤監査役、内部監査部門）及び社外（内部通報担当弁護士事務所）に通報相談窓口を設けています。</p> <p>内部通報があった場合、総務担当取締役の組織したチームが、通報された事項に関する事実関係の調査を実施するとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行う体制を整備しています。</p> <p>また、取締役会は、内部通報体制の整備状況を確認し、運用状況について監督しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における内部統制及びリスク管理に係る体制の概要は以下のとおりです。

< 業務の適正を確保するための体制 >

(1) 取締役、及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

コーポレートガバナンス

取締役会は、「法令」「定款」「株主総会決議」「取締役会規則」「企業理念」「経営理念」及び「企業行動規範」にしたがい、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

取締役は取締役会の決定した役割に基づき、「法令」「定款」「取締役会決議」及び「職務権限規則」その他社内規則にしたがい、当社の職務を執行する。

代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を報告する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査規則」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」「企業理念」「経営理念」及び「企業行動規範」その他社内規則に則り行動するものとする。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

報告の適正性確保のための体制整備

「経理規則」を始めとする社内諸規則にしたがい、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、報告の適正性を確保するための体制を確保するとともに、経営の効率化とリスク管理を両立させ、報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

代表取締役は、報告に係る内部統制を構築・運用する。

取締役会は、報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。

監査役は、独立した立場から報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

内部監査

代表取締役直轄の内部監査部門を設置するとともに監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また、内部監査部門は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

情報の保存・管理

取締役は、「文書保管規則」その他社内規則の定めるところにしたがい、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料とともに適切に保存し、管理する。

また、「情報セキュリティ方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

会社の事業展開に伴うあらゆるリスクに適正かつ迅速に対処できるようにするための社内規則を整備し、リスクの的確な把握、適正な対処、監視・責任体制を明確にする。

また、各種社内委員会の設置及び各種マネジメントシステムの活用とともに、使用人に対する教育研修によるリスク管理意識の向上やモニタリング方法の改善によるリスクを検出する仕組みの強化などを通じて、個々の職務執行に伴う具体的なリスクの識別・評価・監視・管理の実効性を高め、リスク管理の充実化を図る。

さらには、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、あるいは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開できるよう、事業継続計画を策定し対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、代表取締役を補佐する機関として経営会議及び各種社内委員会を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を取締役に付議することにより、経営の効率化を行う。

職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため、子会社においても「企業理念」「経営理念」「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の確かな把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

監査役を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は職務の執行に係る役職を兼務しないこととする。並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することができるものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

監査役が、監査役を補助するに必要事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報に関する情報を入手ができる体制とする。

監査役が、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

監査役への報告体制を整備し、また、報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する旨を明確にし、周知徹底する。

(8) 監査役を補助するに必要とする費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役を補助するに必要とする費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、担当組織が確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

(9) その他監査役を補助するに必要とする事項を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

内部監査部門の監査役との連携

内部監査部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することができる。

<リスク管理体制の整備の状況(詳細)>

当社は、健全な企業経営にとっては、法令、社会ルールと企業倫理の遵守が必要不可欠であるとの認識に立ち、企業活動を行うに当たっての基本的な方針をまとめた「企業行動規範」を制定しております。また、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中に取組んでいく必要があるという認識に立ち、代表取締役をはじめとして取締役及び事業組織のトップが、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し、重要な事項については、「取締役会」で決議しています。これにより、情報の共有化と経営体制の強化に繋げるとともに、リスク管理が円滑かつ有効に機能するように、継続的に監視・監督しております。

また、当社は、内部統制委員会内にリスク・コンプライアンス会議を設置して全社的なリスク管理活動を行うとともに、各種マネジメントシステムの運用を通じて、先を見越したリスク管理体制を整備・運用しています。さらに、各組織内においては組織の最上位責任者が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じており、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立しております。

加えて、当社は、社内の小さな問題が重大事に発展することを未然に防止するために、「企業行動規範」や法令違反に関する相談・連絡・通報を受け付ける窓口を設置するほか、社員に対しても、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、社員意識の向上と周知徹底を図っております。さらに、当社における法令、社会ルールと企業倫理の遵守の浸透に注力しております。

なお、当社では、「TMI総合法律事務所」と顧問契約を締結しており、状況に応じて同顧問法律事務所に調査を依頼し、専門的見地からの助言を受けることができるなど、法的リスクを回避できる体制も敷いております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応基準則」を定めており、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任及び企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、全社一丸となり、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を基本原則として、一切の関わりを持たないこととしています。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括組織及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、総務担当組織を統括部門とし、総務部長を統括責任者としています。また、各事業所に担当責任者を設置しています。

(2) 外部の専門機関との連携状況

総務担当は、顧問弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センター等と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えています。

(3) 対応マニュアルの整備状況

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、社内イントラネットに掲載し、いつでも閲覧できるようにしています。

(4) 研修活動の実施状況

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を教材に年1回以上従業員等に教育を実施しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

内部統制システムを含む コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



